

Kitacaに関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)

第1条(目的)

本特約は、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という)、株式会社北海道銀行(以下「北海道銀行」という)、及び道銀カード株式会社(以下「道銀カード」という)の三社(以下「三社」という)が提携して発行する「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」(以下「本カード」という)を情報記録媒体としたJR北海道所定の乗車券(以下「ICカード乗車券」という)において、利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。尚、本特約について特に定めのないものは、道銀VISAカード会員規約及び道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca(道銀VISA)規定(以下まとめて「会員規約等」という)によるものとします。

第2条(利用者とは本カードの貸与)

1. 利用者とは、三社に対し会員規約等に付随する各種規定、特約及び本特約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、適格と認められた方をいいます。
2. 本カードの所有権は三社に帰属します。本カードに印字された利用者本人以外は利用できません。

第3条(適用範囲)

1. 本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 利用者がICカード乗車券を利用する場合は、北海道旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成20年10月北海道旅客鉄道株式会社公告第16号。以下「ICカード取扱規則」という)による記名ICカード乗車券として取扱います。
3. 利用者は本カードを、ICカード取扱規則によるKitaca定期乗車券としては利用できないものとします。
4. ICカード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則及び北海道旅客鉄道株式会社Kitaca電子マネー取扱規則(平成21年2月北海道旅客鉄道株式会社公告第38号。以下「電子マネー取扱規則」という)の定めるところによります。電子マネー取扱規則による場合、「Kitaca電子マネー」を「SF」と読替えることとします。

第4条(用語の定義)

1. 本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げる通りとします。
 - (1) 「SF」とは、JR北海道が相当な対価を得てICカード乗車券に登録した金銭的価値をいいます。
 - (2) 「チャージ」とは、JR北海道の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。
 - (3) 「利用停止通知書」とは、Kitaca取扱駅で利用者の申出に基づき本カードに登録されたICカード乗車券の使用停止措置を行う場合に、JR北海道が別途定める内容において出力される帳票をいいます。
2. この特約に定めのない用語の定義については、ICカード取扱規則及び電子マネー取扱規則に定めるところによるものとします。

第5条(デポジット)

本カードについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第6条(制限事項)

本カードの有効期限を超えてICカード乗車券として使用することはできません。この場合、利用者は第9条の規定によりSF残額の払いもどしを請求することができます。

第7条(チャージ)

1. 利用者は、ICカード取扱規則第12条に定めるICカード乗車券の発売窓口において、会員規約に定めるクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」という)によってチャージをすることができるものとします。
2. 利用者が本カードのクレジットカード機能によりチャージを行う場合は、支払方法は、カードショッピングの1回払いとします。
3. 前項にかかわらず、利用者からの申出があり、道銀カードが承認した場合には、承認した方法による支払方法に変更することができるものとします。

第8条(SF残額の確認)

利用者は、ICカード取扱規則第13条に定める機器により、本カードのSF残額を確認することができます。

第9条(SFの払いもどし)

1. 利用者が、会員規約等に定める本カードの脱会等及び本特約第11条、第12条、その他JR北海道又は北海道銀行又は道銀カードが認めた事由に該当した場合、利用者は以下の各号によりSF残額の払いもどしを請求することができます。JR北海道はかかる請求を受けた場合、JR北海道所定の払いもどしをするものとし、本カード1枚につき手数料としてICカード取扱規則第15条に定める金額(残額が当該手数料に満たない場合はその額)を受取します。尚、代理人が払いもどしを請求することはできません。
 - (1) 利用者は、SF残額の払いもどしを請求する場合は、北海道銀行及び道銀カードへ申出、併せてJR北海道のKitaca取扱駅へ申出るものとします。
 - (2) 利用者はKitaca取扱駅にSF残額の払いもどしを請求する場合、別に定める「Kitaca紛失/障害再発行・払いもどし申込書」を提出し、併せてJR北海道が指定した公的証明書を呈示するものとします。
2. 本カードの有効期限切れ等且つSF残額がある場合には、利用者は速やかにSF残額の払いもどしをJR北海道に請求することとします。この場合、JR北海道は前項により、JR北海道所定の払いもどしを行います。
3. 利用者が、本カードのSF残額の払いもどしを行った場合、本カードのICカード乗車券機能は無効となります。

第10条(再発行時の取扱い)

1. 利用者は、本カードを盗難、紛失、汚損し、その他これに準ずるものとして会員規約等に定める事由(以下「紛失・障害等」という)に該当した場合、又、氏名変更等を行った場合、ICカード取扱規則第16条及び第18条の規定にかかわらず、本カードの再発行を申請することができるものとします。

- (1) 利用者は、紛失・障害等に該当し、又、氏名変更等を行った場合、会員規約等の定めにより、北海道銀行及び道銀カードへ申出、併せてJR北海道のKitaca取扱駅へ申出るものとします。
- (2) 利用者はKitaca取扱駅に申出る際、別に定める「Kitaca紛失/障害再発行・払いもどし申込書」を提出し、併せてJR北海道が指定した公的証明書を呈示するものとします。これによりKitaca取扱駅は、Kitacaの使用停止措置を行い、利用者へ「利用停止通知書」を交付します。
- (3) 利用者が第1号の定めにかかわらず、Kitaca取扱駅に申出ずに北海道銀行及び道銀カードにのみ申出た場合には、JR北海道は、第2号にかかわらず道銀カードより当該利用者の再発行の申出を受けた情報を受領した時点で当該本カードのKitacaに関する機能に対する第1号の再発行申出があったものとみなしてICカード乗車券の使用停止措置を行うものとします。尚、この使用停止措置に伴って利用者に生じる不利益、損害等についてはJR北海道は責任を負わないものとします。
- (4) JR北海道は、紛失・障害等に該当した本カードの使用停止措置が完了した時点におけるKitacaに関する機能にかかわる情報に基づき本カードの再発行処理を行います。再発行された本カードは所定の方法により利用者へ交付します。

2. JR北海道又は北海道銀行又は道銀カードが別途認めた場合は、本条の定めにかかわらず再発行を行うことがあります。

第11条(カードが無効となる場合等)

1. 次の各号に該当する場合、JR北海道はICカード乗車券を無効とし、利用者資格の喪失、本カードの回収等の処置をとることがあります。又、利用者は下記各号により本カードが無効となった場合は、北海道銀行及び道銀カードへ申出るものとします。
 - (1) ICカード取扱規則第29条又は第31条に該当した場合。
 - (2) 電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合。
 - (3) 利用者のICカード乗車券の利用が会員規約等又は本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合。
2. JR北海道又は北海道銀行又は道銀カードは、利用者が前項以外の事由により脱会、利用者資格の喪失及び本カードの利用停止・返却の適用を受けた場合には本カードを無効とします。
3. 本カード及びICカード乗車券の一方における無効の効力は、他方に対しても同様に及ぶものとします。この場合、利用者は、SF残額を精算のうえ、本カードの取扱いについては、会員規約等に従うものとします。

第12条(更新カード発行時の取扱い)

利用者は、有効期限を更新した新しい本カードが送付された場合で従前の本カードにICカード乗車券の情報がある場合、本特約第9条によるSF残額の払いもどしを請求することができるものとします。

第13条(脱会の手続き)

利用者が本カードを任意に脱会する場合は、会員規約等の定めにより、北海道銀行及び道銀カードへ申出、併せてJR北海道のKitaca取扱駅へ申出るものとします。尚、JR北海道又は北海道銀行又は道銀カードが認めた場合は、この限りではありません。

第14条(免責事項)

1. 本カードを紛失し又は盗難にあった場合等に、本カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等(払いもどしを含みます)があった場合、三社はそれらを補償する責めを負いません。
2. ICカード乗車券の機能が使用できないことにより利用者を生じる不利益、損害については、三社はその責めを負いません。
3. 払いもどし、再発行時の取扱い、脱会等、利用者が北海道銀行又は道銀カード又はJR北海道のKitaca取扱駅への申出を怠った場合に生じた不利益、損害については、三社はその責めを負いません。

第15条(特約の変更)

本特約は事前に利用者へ通知することなく変更できるものとします。当該変更は別に定める方法により、あらかじめ利用者へその旨を告知します。

北海道旅客鉄道株式会社 株式会社北海道銀行 道銀カード株式会社

カードをご利用いただく前に「Kitacaに関する特約(道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca)」とあわせて、「道銀VISAカード会員規約」、「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca規定」をご一読ください。

お問い合わせ・ご相談窓口

- 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカードに関するお問い合わせは北海道銀行お取引店までお願いします。
- お買上げ商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用いただいた加盟店にご連絡ください。

～お借り入れの条件をご確認の上、借りすぎに注意しましょう。～

借入・返済等のご相談は

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051
(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日、12/29～1/4を除く)

道銀カード株式会社

〒060-0062
札幌市中央区南2条西2丁目14番地
TEL (011)241-1872(代)

※本冊子に記載されているサービス等は2024年3月現在のものです。予告なく変更される場合がございますのであらかじめご了承ください。